



令和7年8月26日
内閣府政策統括官（防災担当）

「富士山の大規模噴火と広域降灰の影響」 動画の公表について

内閣府では、令和7年3月に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」として取りまとめるなど、広域降灰対策を進めているところです。

今般、「火山防災の日」に合わせて、富士山で大規模噴火が発生した場合の広域降灰の影響について広く知っていただくため、「富士山の大規模噴火と広域降灰の影響」の普及啓発動画を作成・公表しましたのでお知らせいたします。

1 公表場所

「内閣府防災情報 火山防災に関する普及啓発映像資料のページ」
で公開しています。

下記 URL をご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html

火山防災の日（8月26日）

国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、令和5年に活動火山対策特別措置法の一部が改正され（令和6年4月施行）、8月26日が新たに「火山防災の日」と定められた。これは、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、観測が始まった日である明治44年（1911年）8月26日が由来となっている。

国及び地方公共団体は、「火山防災の日」には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることとされている。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
今村、高江洲 電話：03-5797-7891